

上告受理申立事件番号 平成25年(行ノ)第16号

申立人 市野和夫 外112名

相手方 愛知県知事 外1名

上告受理申立理由要旨

平成25年7月3日

最高裁判所

(名古屋高等裁判所) 御中

上告受理申立人ら代理人	弁護士	在	間	正	史	代
同	弁護士	原	田	彰	好	
同	弁護士	竹	内	裕	詞	代
同	弁護士	樽	井	直	樹	代
同	弁護士	白	川	秀	之	代
同	弁護士	濱	嵩	将	周	代
同	弁護士	笠	原	一	浩	代
同	弁護士	籠	橋	隆	明	代
同	弁護士	吉	江	仁	子	代
同	弁護士	小	島	智	史	代
同	弁護士	若	山	哲	史	代

第1、農業用水の供給（農業用水の新規需要）について

- 1、原判決の判断は、小田急高架化事件最高裁第一小法廷平成18年11月2日判決（民集60巻9号3249頁）および一日校長事件最高裁第三小法廷平成4年12月15日判決（民集46巻9号2753頁）と相反する。
- 2、豊川水系フルプランの前提とされた農業用水需給調査においては、東三河地域等の受益区域面積を約17,800haとし、(a)施設栽培、トンネル栽培の作付け増進による畑地かんがい面積の増加、(b)一部干拓地域の排水改良による減水深の増加、(c)ため池等の地区内水源利用可能水量の減少等による新規需要水量として合計10,725,000m³/年が必要であるとされている。

しかし、豊川水系フルプランにおける農業用水の供給は、受益面積、なかでも消費水量の最も多い水田面積の大幅な減少があり、不耕作耕地が存在していること等、施設畑等が原審口頭弁論終結時の近年には増加していないこと、三河湾干拓地（神野新田地区）の水田の減水深の増加もそれを基礎づける根拠事実がないこと、地区内ため池の利用不可能も改善可能性があること、最新の供給実績事実からは豊川用水の需要増加は認められないこと、取水制限が行われた計画規模を超える異常渇水年の2005年（平成17年）の供給は新規需要量には関係がないが、それでも豊川水系フルプランの需給計算における既開発水量1.67億m³を上回る1.88億m³の供給がされて供給不足にならないこと等、その基礎となる事実に照らし、豊川水系フルプランが想定する農業用水の新規需要が発生しないことは明らかであり、豊川水系フルプランの農業用水の新規需要想定は、その基礎とされた事実が客観性や実証性に欠け、客観的、実証的な事実と乖離しているなどにより事実の基礎を欠くものである。

- 3、原判決は、豊川水系フルプランが財務会計行為時においてその基礎となる事実が客観的、実証的な事実に基づけられているかを精査することなく、相手方の主張や相手方申請の服部証人の証言について事実裏付けられているかの審査もせず、相手方主張をそのまま採用して、豊川水系フルプランの農業用水の新規需要予測が事実に基づけられているかの判断を誤った（行政裁量の逸脱・濫用の判断基準を示した小田急高架化事件最一判に相反）。そして、原判決は、このような設楽ダムの農業用水に係る費用負担金の支出の原因となっている豊川水系フルプランが著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない

瑕疵があることを看過している（住民訴訟における財務会計行為の違法性の判断のあり方を示した一日校長事件最三判に相反）。

原判決の判断は、小田急高架化事件最一判および一日校長事件最三判に相反する。

第2、設楽ダム建設事業環境影響評価について

- 1、原判決は、ダム事業に係る環境影響評価指針省令9条1項、10条1項、14条、15条、および環境影響評価法12条1項に関する重要な事項に関する解釈を誤っている。
- 2、設楽ダムの費用負担金の支出の原因となっている設楽ダム基本計画に定められた設楽ダム建設事業は、環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続が行われているが、環境影響評価における調査地点及び調査地域の設定が水域に関する科学的知見から不合理であること、設楽ダムの建設がネコギギ、クマタカ、ナガレホトケドジョウという希少生物や生態系に与える影響の評価が不合理であること、アーマコート化など河川環境への悪化の評価が欠如していることといった違法がある。このような環境影響評価法令に違反する環境影響評価が行われた設楽ダム基本計画は、社会通念に照らし著しく合理性を欠いており予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があると認められる。

これを認めない原判決は、環境法体系のもとでこれらの環境保全のために環境影響評価が重要な役割を有していることを理解しないもので、環境影響評価法12条1項および同法に基づくダム事業指針省令3条、9条1項、10条1項、14条、15条に関する重要な事項の解釈を誤っている。

第3、ダム堤体・ダム湖予定地およびその周辺部の地盤について

- 1、原判決の判断は、小田急高架化事件最高裁第一小法廷平成18年11月2日判決（民集60巻9号3249頁）および一日校長事件最高裁第三小法廷平成4年12月15日判決（民集46巻9号2753頁）と相反する。
- 2、申立人の主張と原判決の判断
 - (1) 設楽ダム基本計画の下のダム予定地は、予定地右岸・松戸地区の二重山稜地形が大規模な地すべり地形であり、ダム予定地左岸及び右岸上流にも分布する強風化部のうち緩みゾーンに相当する箇所は、特に強風化部が深部まで分布しており、緩みゾーンの地盤は、ダムの基礎を支持するには足りないものと認め

られ、また、予定地右岸及びその周辺部に存する等粒状閃緑岩は、風化及びこれによるマサ化によって透水性が高い部分が存するものと認められ、予定地の左岸においては高透水層がみられ、ダム予定地の地盤は脆弱性が認められるが、原判決はダム予定地の地盤の脆弱性の存在あるいはその可能性を認めた。

ダム貯水池においては、周辺地区への水漏れ等、断層の水みち化、断層が横断する稜線部から集水域外への水漏れ等の問題が認められるが、原判決はいずれの問題についてもその可能性を否定しないままであった。

ダム予定地存在するF-3断層はM36孔の深度47m付近の破砕帯に対応し、M-37孔および横坑TR-4の破砕帯にも連続し、予定地はダム建設に適さない地質であるが、原判決はこれを明確に否定しないままであった。

(2) 原判決は、申立人の主張する設楽ダム基本計画の下のダム予定地の地盤の脆弱性、貯水池からの水漏れの可能性、予定地地盤の断層の存在の可能性等を認めながら、建設自体の可否については建設可能であると強弁し、これらの問題を回避するための技術的安全性に言及しないままであった。

3、原判決の設楽ダム基本計画の下の設楽ダム建設事業についての判断は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠いていて、その内容は社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているといわざるをえない（行政裁量の逸脱・濫用の判断基準を示した小田急高架化事件最一判に相反）。そして、原判決は、このような設楽ダムの費用負担金の支出の原因となっている設楽ダム基本計画は著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があるのに、これを無視している（住民訴訟における財務会計行為の違法性の判断のあり方を示した一日校長事件最三判に相反）。

原判決の判断は、小田急高架化事件最一判および一日校長事件最三判と相反する。